本製品の名称：ScanSnap
本ソフトウェアの名称：ScanSnap Manager アップデート

－重要－

お客様へ：本製品の更新・追加プログラムである本ソフトウェアをインストールされる前に必ずお読みください。

弊社では、本ソフトウェアをお客様に無償で提供するにあたり下記「ご使用条件」にご同意いただくことをご使用の条件とさせていただいております。本ソフトウェアをインストールされる前に必ず下記「ご使用条件」をお読みください。
なお、お客様が本ソフトウェアをインストールされた場合、下記「ご使用条件」にご同意いただいたものといたします。万一ご同意いただけない場合には、本ソフトウェアをインストールすることはできません。

－ご使用条件－

１．ご使用にあたって
(1)　本ソフトウェアは、本製品の正規のライセンスを有するお客様に限ってお使いいただけます。
(2)　お客様がインストールされた本ソフトウェアは、本製品の一部を構成するものであり、お客様は、本ソフトウェアについて本「ご使用条件」に定める条件の他、本製品に適用される「ご使用条件」を遵守するものとします。

２．制限について
(1)　お客様は、本ソフトウェアを、本製品のアップデート以外の目的で使用することはできません。
(2)　お客様は、本ソフトウェアに対して、改造または逆コンパイルもしくは逆アセンブル等の何らかのリバースエンジニアリングを行うことはできません。
(3)　お客様は、本製品の「ご使用条件」で特に認められている場合を除き、本ソフトウェアをネットワーク上にアップロードしてはなりません。

３．他社ソフトウェアまたはサービスとの連携機能追加について
(1)　本ソフトウェアのインストールにより、以下の他社ソフトウェアまたはサービスとの連携機能が追加されます。
　(a)　Google ドキュメントまたはGoogle Apps（以下「Googleソフトウェア等」といいます）
　(b)　Evernoteソフトウェアまたは Evernoteサービス（以下「Evernoteソフトウェア等」といいます）
(2)　Googleソフトウェア等は、Google Inc.が提供するサービス、Evernoteソフトウェア等は、Evernote　Corporationが提供するサービスであり、弊社が提供するものでも、本ソフトウェアの一部をなすものでもありません。また、弊社は、Googleソフトウェア等及びEvernoteソフトウェア等のサポートまたは保守を行うものではありません。
(3)　Googleソフトウェア等及びEvernoteソフトウェア等自体の稼働状況、または本ソフトウェアがGoogleソフトウェア等またはEvernoteソフトウェア等との連携機能を失ったことにより、Googleソフトウェア等及びEvernoteソフトウェア等と連携する本ソフトウェアの機能をご利用いただけなくなる場合があります。この場合、弊社は、お客様に対していかなる返金も致しません。
(4)　お客様がGoogleソフトウェア等及びEvernoteソフトウェア等にアップロードする全ての情報は、弊社ではなくGoogleソフトウェア等はGoogle Inc.、Evernoteソフトウェア等はEvernote Corporationに送信され、保存されます。

(5)　弊社は、お客様によりアップロードされる情報の安全および秘密について一切の責任を負わず、かかる情報の喪失、破損もしくは不正な使用または開示に関しても、いかなる責任を負いません。

４．権利の帰属

(1)　本ソフトウェアの著作権等は、弊社または本ソフトウェアを開発した第三者が保有しており、お客様は本「ご使用条件」、および、本製品の「ご使用条件」に基づき本ソフトウェアを使用する権利のみを得るものとします。

(2)　お客様は、本ソフトウェアおよびその複製物に含まれる本ソフトウェアの著作権表示を変更または削除してはなりません。

５．保証の範囲

本ソフトウェアは無償で提供されるものであり、弊社は、本ソフトウェアに対して何らの保証をいたしません。また弊社は、本ソフトウェアの使用または使用不能から生じたいかなる損害（逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損害を含みますが、それらに限定されないものとします。）に関して、一切責任を負いません。

－株式会社ＰＦＵ－

Adobe, Adobe PDF Scan Technology, and the Adobe PDF Logo are either registered trademarks or tradenames of Adobe Systems Incorporated in the United States and/or other countries.

本ソフトウェア適用後のソフトウェアには、「外国為替及び外国貿易法」に基づき日本国外への持ち出し等輸出を規制された貨物または役務(別表9の項(1))*が含まれています。
そのため本製品の輸出にあたっては日本国政府の許可が必要になります。
* 2010 年 9 月 22 日現在の法令に基づいています。